

## 民事訴訟法（IT化関係）の改正における検討事項の例

### 第1 基本的な視点

我が国においては、平成16年の民事訴訟法の改正によってオンラインでの裁判所への申立て等を可能とする規定が整備され、平成18年には支払督促手続についてオンラインでの申立てが可能となった。しかし、民事訴訟手続一般については、最高裁規則等が整備されていないため、いまだオンラインでの訴え提起等は認められていない。また、ITを利用した本格的な取組が急速に進展している諸外国の状況を踏まえると、我が国においても、民事訴訟手続のIT化を更に進めることが、重要な課題であるといえる。

そのため、政府において、近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しについて検討し、令和4年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組むこととしている。

#### ●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

「オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、2019年度中に法制審議会に諮問を行い、2022年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。」

### 第2 総論

#### 1 オンライン申立ての義務化等

現行の民事訴訟法の下では、訴えの提起等の裁判所に対する申立ては、書面を裁判所に提出することによって行われているが、オンラインによる申立てその他の申述（以下「オンライン申立て」という。）が可能となれば、裁判手続の利用者の利便性が向上することとなる。

そこで、積極的にオンライン申立てを導入すべきものとも考えられるが、ITに習熟していない者の司法アクセスを後退させることとならないよう配慮する必要もある。

以上を踏まえ、オンライン申立てを原則義務化することについて、その段階的な実現を含め、どのように考えるか。

## 2 訴訟記録の電子化

現行の民事訴訟法の下では、訴訟記録は書面によることが前提となっているが、訴訟記録を電子化した場合には、当事者や裁判所にとって利便性が向上することとなる。

そこで、全面的に訴訟記録を電子化することとしては、どうか。

## 第3 訴えの提起等

### 1 オンラインによる訴え提起

オンラインによる訴えの提起を認める場合には、事件管理システム（裁判所において今後開発を予定しているシステムであり、当事者が外部からオンラインで接続することができ、裁判所に提出すべき書面等をアップロードする方法によって提出すること等を可能とするものをいう。）に訴状等をオンラインで提出する方法によってすることとしては、どうか。

### 2 濫用的な訴えを防止するための方策

オンライン申立てを可能とすることにより訴状等を裁判所に持参又は郵送することなく訴えの提起ができるようになれば、濫用的な訴えが増加するおそれがあるとの指摘がある。

仮にこのような指摘を前提とする場合には、濫用的な訴えを防止するための方策が必要となるとも思われるが、どのように考えるか。

## 第4 送達等

現行の民事訴訟法の下では、送達は、原則として郵便又は執行官によってするものとされている（同法第99条第1項）が、これらの方法による送達に要する時間と費用を削減するという観点から、従来の送達方法に加え、事件管理システムによる簡易な送達方法（裁判所書記官が事件管理システムに送達すべき書類の電子データをアップロードし、送達を受けるべき者がこのシステムにアクセスして、閲覧又はダウンロードすることにより送達すべき書類を受領するという送達方法。以下「システム送達」という。）を設けることとしては、どうか。

(注) 外国に所在する者に対する送達（以下「外国送達」という。）については、民事訴訟手続に関する条約、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国に

おける送達及び告知に関する条約、二国間条約又は個別の応諾に基づき、外国の裁判所若しくはその他の管轄官庁等に嘱託又は要請する方法又は外国に駐在する我が国の大使等に嘱託する方法によって行われているが、受託国側の事情もあり、送達の実施に長期間を要することとなっているとの指摘がある。

これに対し、外国送達についてもシステム送達の方法による送達をすることができることとすれば、送達の実施に要する時間を大幅に短縮することができるが、送達は、裁判権の行使の一環に当たるため、システム送達を利用した外国送達については慎重な検討が必要となるものと思われる。

そこで、システム送達を利用した外国送達について、どのように考えるか。

## 第5 口頭弁論

現行の民事訴訟法の下では、一定の場合を除き、口頭弁論の期日に現実に裁判所に出頭しなければ弁論をすることができないこととされているが、当事者の利便性の観点から、裁判所は、一定の要件の下、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相互に認識しながら通話をすることができる方法によって口頭弁論の期日における手続を行うこととしては、どうか。

## 第6 特別な訴訟手続

裁判手続をIT化するに当たっては、ITツールの特性を十分に活用することにより、争点中心の集中かつ充実した審理を実現し、紛争解決の実効性を担保しつつ紛争を迅速に解決するとともに、解決に要する期間について当事者の予測可能性を高めるため、審理期間の定めなどがある特別な訴訟手続を設けることについて、どのように考えるか。

## 第7 争点整理

現行の民事訴訟法の下では、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により相互に認識しながら通話をすることができる方法により弁論準備手続の期日における手続を行うためには、少なくとも一方の当事者がその期日に出頭しなければならないとされている（同法第170条第3項ただし書）が、当事者の利便性の向上の観点から、同項ただし書を削除し、このような要件を廃止することとしては、どうか。

## 第8 書証

民事裁判の実務においては、電子データが記録された光ディスクやフラ

ツシユメモリ等の電磁的記録媒体が証拠として提出される場合があるが、現行の民事訴訟法においては、これらの証拠調べに関する明文の規定はない。

そこで、電子データの証拠調べについての規律を新たに設けることとしては、どうか。

## 第9 証人尋問等

現行の民事訴訟法の下では、証人等の尋問を行う場合には、証人等が現実に裁判所に出廷して証言を行うことが原則とされ、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により証人尋問等を行うことができる場合は限られている（同法第204条）が、当事者の利便性の向上の観点から、この方法により証人尋問等を行うことができる場合を拡充することとしては、どうか。

（注）現在、外国に所在する証人等について、その外国において尋問を行う場合には、

民事訴訟手続に関する条約等に基づき、我が国の領事官等による取調べや指定当局等に嘱託して行う取調べがされているが、取調べの実施には長期間を要することとなっているとの指摘がある。

これに対し、ITを利用して外国に所在する証人等の尋問を行うことができるこことすれば、証人等の尋問の実施に要する負担を大幅に削減することができるが、外国送達と同様の問題がある。

そこで、ITを利用して外国に所在する証人等の尋問を行うことについて、どのように考えるか。

## 第10 その他の証拠方法

現行の民事訴訟法の下では、検証は、裁判官が検証物を直接に認識する方法で実施されているが、裁判所は、当事者及び裁判所の利便性の観点から、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により検証をすることができることとしては、どうか。

## 第11 訴訟の終了

### 1 判決

現行の民事訴訟法の下では、判決書は書面により作成されることとされている（同法第253条）が、判決書についても、電子データにより作成することとしては、どうか。

## 2 和解

現行の民事訴訟法には、和解手続の期日に関する明文の規定はほとんどないことから、和解手続の期日に関する規定を設けた上で、和解手続の期日においても、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により手続を行うことができることとしては、どうか。

(注) 簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定の制度と同様の制度を簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続にも導入することについて、どのように考えるか。

## 第 12 訴訟記録の閲覧等及びその制限

### 1 訴訟記録の閲覧等

全面的に訴訟記録を電子化する場合において、事件管理システムの利用登録をした当事者は、いつでも事件管理システムに記録されている訴訟記録の閲覧及び複製をすることとしては、どうか。

### 2 閲覧等の制限決定があった場合における秘密保持制度

上記のとおり、事件管理システムの利用登録をした当事者がオンライン上で自由に訴訟記録の閲覧等をすることとした場合には、閲覧等の制限がされている訴訟記録中の情報について、現在よりも容易に拡散させることができることとなり、訴訟記録の閲覧等の制限の趣旨が没却されるおそれがあるとの指摘がある。

そこで、訴訟記録の閲覧等の制限の決定があった場合において当事者の秘密保持義務の制度を設けることについて、どのように考えるか。

## 第 13 口頭弁論の公開

現在の裁判の実務においては、口頭弁論の公開は、現実の法廷で裁判を開き、傍聴を希望する者に傍聴を認める方法で行われているが、裁判手続をIT化するに当たり、口頭弁論の公開の在り方について、どのように考えるか。

## 第 14 土地管轄

現行の民事訴訟法の下では、土地管轄について、被告の普通裁判籍の所在地を基本としつつ、財産権上の訴え等や知的財産関係の訴え等について特別の規定が設けられているが、裁判手続がIT化された場合であっても、こ

これらの土地管轄の規定の趣旨は、なお妥当するものと考えられる。

そこで、土地管轄については、現行の民事訴訟法の規律を維持することとしては、どうか。

## 第15 上訴、再審、手形・小切手訴訟

上訴、再審及び手形・小切手訴訟に係る手続についても、第一審の訴訟手続と同様にIT化することとしては、どうか。

(注) 通常抗告と即時抗告とに分かれている現行の民事訴訟法の規律を改め、即時抗告に統一することについて、どのように考えるか。

## 第16 簡易裁判所の手続

### 1 簡易裁判所の訴訟手続

簡易裁判所における訴訟手続についても、地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にIT化することとしては、どうか。

また、その場合に、簡易裁判所における特則を設けるかどうか、特則を設けることとした場合におけるその在り方について、どのように考えるか。

### 2 支払督促手続

支払督促手続については、既にオンライン化されているものの、送達や異議申立て等の手続については、オンライン化に対応していない。

そこで、裁判手続をIT化するに当たり、支払督促手続についても、民事訴訟と同様の規律とすることとしては、どうか。

## 第17 手数料の電子納付

訴え提起手数料及び手数料以外の費用（保管金）の納付について、現金の電子納付その他の電子情報処理組織等を利用する方法に一本化して行うこととすること、その際、郵券で予納する訴状の送達費用等を訴え提起手数料に組み込んで手数料に一本化すること等について、どのように考えるか。

## 第18 その他

民事訴訟法（IT化関係）等の見直しについて、他に検討すべき事項はあるか。